

2 新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位			高	別表1
基礎資格	高等学校教諭1種免許状	学士の学位を有すること。(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。)		
	高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短大を除く。))の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。)		
大学において修得することを必要とする単位	科目	最低修得単位数	1種	専修
		教科及び教科の指導法に関する科目	24	24
		教科に関する専門的事項 注4 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) 注5		
		教育の基礎的理解に関する科目 注9	10 (4)	10 (4)
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 注10 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 注9	8 (5)	8 (5)
		総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法		
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目				
教育実習(事前及び事後の指導の1単位を含む。) 注11	3 (2)	3 (2)		
教育実践演習 注9	2 (0)	2 (0)		
大学が独自に設定する科目 注12	12	12		
大学が独自に設定する科目 注13		24		
合計単位数	59	83		
その他 注14	日本国憲法	2		
	体育	2		
	外国語コミュニケーション	2		
	情報機器の操作	2		

注1 旧法の規定により修得した単位は、読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。

注2 専修免許状を取得する場合、既に同じ教科の1種免許状を有しているときは、この表の1種免許状に相当する単位は修得済とみなす。

注3 大学において修得することを必要とする単位は、高等学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注4 「教科に関する専門的事項」の単位は、授与を受けようとする教科の高等学校教諭免許状の認定課程のある大学等で高別表1(教科)により修得する。

注5 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の単位は、それぞれ授与を受けようとする免許教科ごとに4単位以上修得する。

注6 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。(注7・8の場合を除く。)

注7 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の教科の場合、次の方法により単位を修得できる。

(1) 「教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項を除く。)」の単位数のうち、その半数までの単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては()内の数字以上の単位を修得し、合計で半数以上の単位を修得するものとする。

(2) 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、1以上の事項を修得する。

注8 工業の教科の場合、「教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項を除く。)」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項に関する科目」から修得することができる。

注9 「教育の基礎的理解に関する科目」は8単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教職実践演習」は2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

注10 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は、1単位以上修得する。

注11 「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。

(1) 中学校及び高等学校の教育を中心とする。

(2) 「教育実習」に係る事前及び事後の指導の1単位には高等学校以外(専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む)の単位を、1単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。

(3) 「教育実習」の単位数には、1単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。

(4) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部、在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部、在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。)において、教員として良好な成績で勤務した経験年数1年につき、1単位の割合で、この表に掲げる「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。

(5) 修得を必要とする単位数のうち、2単位までは、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位をもってあてることができる。

注12 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得する。

注13

(1) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。

(2) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」を修得する。

注14 「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程(認定課程のない大学を含む。)、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。

○ 教科に関する専門的事項に関する科目

		高	別表1(教科)	別表4(教科)
教科名	法定科目名			
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）			
	国文学（国文学史を含む。）			
	漢文学			
地理歴史	日本史			
	外国史			
	人文地理学・自然地理学			
	地誌			
公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」			
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」			
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」			
数 学	代数学			
	幾何学			
	解析学			
	「確率論、統計学」			
	コンピュータ			
理 科	物理学			
	化学			
	生物学			
	地学			
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」			
音 楽	ソルフェージュ			
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）			
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）			
	指揮法			
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）			
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。）			
	彫刻			
	デザイン（映像メディア表現を含む。）			
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）			
工 芸	図法・製図			
	デザイン			
	工芸制作（プロダクト制作を含む。）			
	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）			
書 道	書道（書写を含む。）			
	書道史			
	「書論、鑑賞」			
	「国文学、漢文学」			
保健体育	体育実技			
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）			
	生理学（運動生理学を含む。）			
	衛生学・公衆衛生学			
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）			
保 健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」			
	衛生学・公衆衛生学			
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）			

○ 教科に関する専門的事項に関する科目

		高	別表1(教科)	別表4(教科)
教科名	法定科目名			
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習			
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・家庭機械・情報処理			
情報	情報社会・情報倫理 コンピュータ・情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） 情報と職業			
農業	農業の関係科目 職業指導			
工業	工業の関係科目 職業指導			
商業	商業の関係科目 職業指導			
水産	水産の関係科目 職業指導			
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解			
商船	商船の関係科目 職業指導			
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理			
英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解			
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」			

備考

- * 教科に関する専門的事項に関する科目は、取得しようとする教科の法定科目をそれぞれ1単位以上を修得し、それぞれ一般的包括的内容を必ず修得する。
- * (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。
- * (〇〇及び△△)として記載のある科目は〇〇と△△を必ず修得する。
- * 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
- * 「〇〇、△△、××」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
- * 該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。
- * 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、英語の場合の例による。